

ご相談・お問い合わせ先（事務委託）

ダイヤリックス株式会社		
各拠点	住所	電話番号
本社 個人保険部	〒105-0014 東京都港区芝2-1-30	0120-666-136 (ガイダンス4をブッシュ)
鹿島支社 保険グループ	〒314-0102 茨城県神栖市東和田17-1	0120-948-281
富山支社 保険グループ	〒931-8601 富山県富山市海岸通3	0120-333-196
豊橋支社 保険グループ	〒440-8601 愛知県豊橋市牛川通4-1-2	0532-64-2231
四日市支社 保険部	〒510-0851 三重県四日市市塩浜町1	0120-556-294
滋賀支社 保険部	〒526-0051 滋賀県長浜市一の宮町1-6	0120-717-559
大阪支社 保険部	〒541-0044 大阪府大阪市中央区伏見町4-1-1	0120-626-860
瀬戸内支社 保険部(水島保険チーム)	〒712-8054 岡山県倉敷市潮通3-10	0120-603-151
瀬戸内支社 保険部(坂出保険チーム)	〒762-0064 香川県坂出市番の州町1	0120-126-431
大竹支社 保険グループ	〒739-0693 広島県大竹市御幸町20-1	0120-948-048
黒崎支社 保険部	〒806-0036 福岡県北九州市八幡西区西曲里町2-1	0120-643-285
小名浜営業所	〒971-8101 福島県いわき市小名浜字隼人50-4	0246-54-7311
筑波営業所	〒300-1201 茨城県牛久市東端穴町1000	0120-919-587
上越営業所	〒942-0032 新潟県上越市福田町1	0120-544-737
吉富営業所	〒871-8550 福岡県築上郡吉富町大字小祝955	0120-960-144

メールでのお問い合わせはこちらから→
(MCJP-MBX-RIX_HO_hoken@mchcgr.com)



ダイヤリックス
保険サービスサイト→
([http://www.diarix.co.jp/
insurance/](http://www.diarix.co.jp/insurance/))



相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とは

なりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付こども特約付団体定期保険契約、家族特約付医療保障保険（団体型）契約に基づき運営します。

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社

は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

【引受会社】明治安田生命保険相互会社（事務幹事）

太陽生命保険株式会社・第一生命保険株式会社・日本生命保険相互会社・住友生命保険相互会社

三菱ケミカルグループのみなさまへ

2023年度
更新募集

〈パンフレット 兼 契約概要・注意喚起情報〉

内容をご確認のうえ、申込書を最寄りのダイヤリックス(株)へご提出ください。

昨年の変更点

3つの制度が統合し、

新制度「いのちの保険」としてリニューアルしました!!

三菱ケミカルグループ

任意団体保険

第2任意団体保険

+

田辺三菱製薬

希望者グループ保険

いのちの保険

制度統合により、コース選択の幅が広がり、退職後も継続できるようになりました。
まだご加入いただけていない方は、この機会にぜひご加入をご検討ください。

変更点の詳細はP2をチェック!!

いのちの保険

<年金払特約付こども特約付団体定期保険>

P.3~

ファミリー医療保障プラン

<家族特約付医療保障保険(団体型)>

P.9~

※【契約概要】【注意喚起情報】はP21～P22に記載しています。
ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

申込締切日

2023年 4月21日(金)

責任開始期(加入日)

2023年 7月1日(土)

三菱ケミカルグループ株式会社

〈事務委託〉ダイヤリックス株式会社

問い合わせ先
申込書提出先

裏表紙に記載の最寄りのダイヤリックスまで

いのちの保険

ファミリー医療保障プラン

各種お取り扱い

契約概要・注意喚起情報

本制度の4つの特長

この制度は 福利厚生制度のひとつです

三菱ケミカルグループだけの、助け合いの保険

「いのちの保険」は福利厚生制度のひとつであり、三菱ケミカルグループの従業員のみなさまのために設計された保険です。

加入者数や加入率が増えることで、実質的な負担が軽減されるなどの特長があります。

新しくなった福利厚生制度「いのちの保険」のご加入をぜひご検討ください。



特長① 手ごろな保険料で充実した保障

相互扶助のための団体保険ですから、保険料がお手ごろです。

特長② 配当金で実質的な負担は軽減

年に1回、収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付します。

特長③ 保険金・給付金の請求が安心・迅速

保険金・給付金の請求は、会社・ダイヤリックス㈱が窓口となり、お手続きをしっかりサポートします。

特長④ 1年ごとにコースの見直しが可能

毎年コースを変更できるので、ライフイベントに合わせた最適な保障が準備できます。

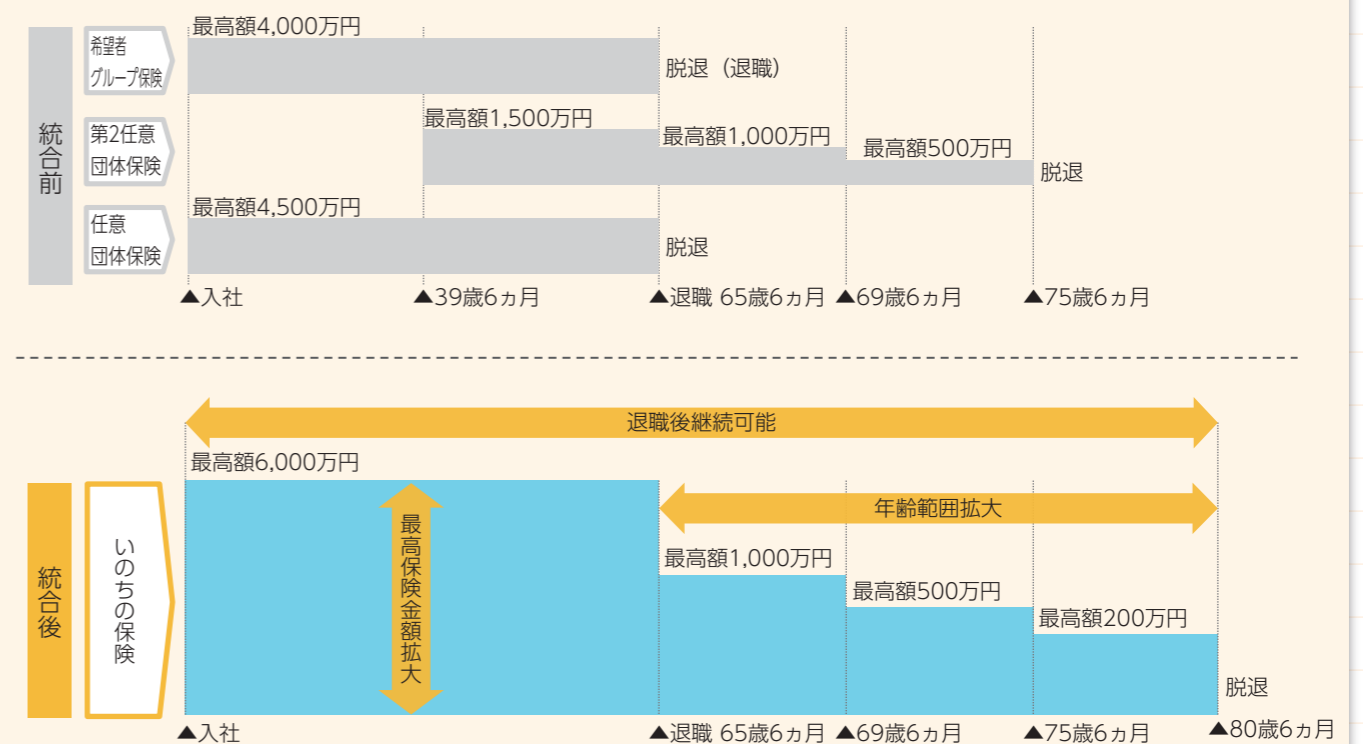
年に一度のこの機会に ぜひご検討ください

昨年度の変更点

- 従来の「任意団体保険」と「第2任意団体保険」、「希望者グループ保険」が統合し、「いのちの保険」としてリニューアルいたしました。

- Point ① 最高保険金額が6,000万円となり、コース選択の幅が広がりました
- Point ② 新規加入最高年齢が70歳6ヵ月まで、継続最高年齢が80歳6ヵ月まで拡大しました
- Point ③ 新制度は退職後も継続可能です
- Point ④ 保険料の計算方法が変更になり、男女別・年代別に設定されるようになりました

いのちの保険 制度イメージ



いのちの保険

<年金払特約付こども特約付団体定期保険>

意向確認【ご加入前のご確認】

いのちの保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

保障内容

死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。

ご加入いただける方

いのちの保険	本人	配偶者	こども
	役員および従業員（嘱託を含む）で、14歳6ヵ月を超え70歳6ヵ月までの方。（継続の場合は80歳6ヵ月までの方）	本人の配偶者で、18歳以上、70歳6ヵ月までの方。（継続の場合は80歳6ヵ月までの方） ただし、2022年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます	本人が扶養する子*で、2歳6ヵ月を超え22歳6ヵ月までの方。

*健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。
※上記年齢は2023年7月1日現在の満年齢です。

おすすめコース



独身の方の場合 (25歳)

自分自身の万が一の場合に備え、保険料をおさえつつ最低限の保障を準備しましょう。

18コース 死亡・高度障害保険金 300万円

月払保険料(概算)

男性 **564円**
女性 **522円**



子育て世代の方の場合 (40歳)

ご家族が増え、最も保障の充実が必要な世代です。
万が一の場合に大切なご家族のため、しっかりとした保障で備えましょう。

7コース 死亡・高度障害保険金 3,000万円

月払保険料(概算)

男性 **5,970円**
女性 **5,730円**



シニア世代の方の場合 (65歳)

お子さまの独立等で生活必要資金は減少していきますが、年齢的なリスクに対してご健康なうちに備えておきましょう。

11コース 死亡・高度障害保険金 1,000万円

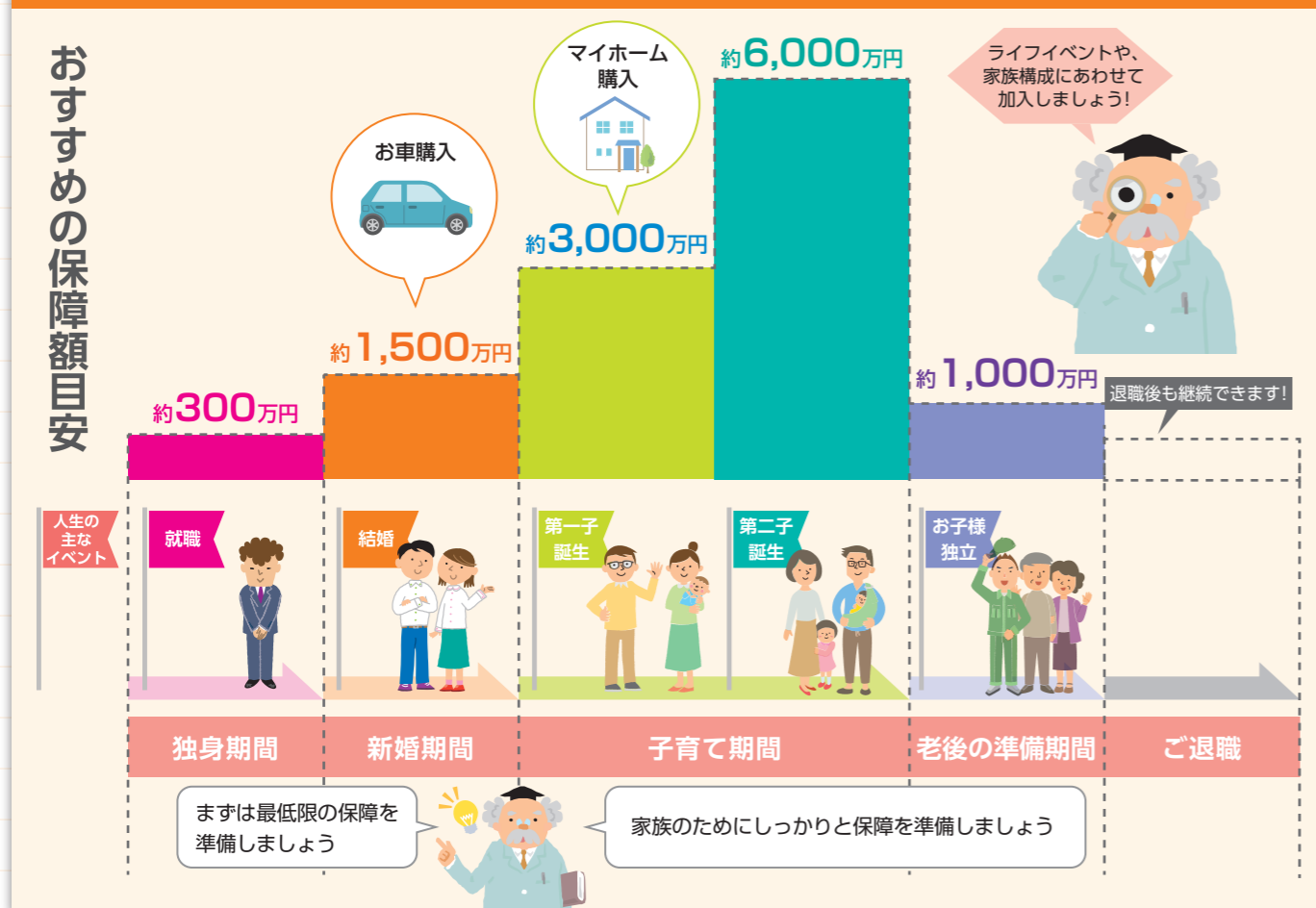
月払保険料(概算)

男性 **4,690円**
女性 **3,180円**

※記載の保険料は概算です。※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2023年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

加入コース、保険料はP5~8をご確認ください。

ライフイベントに合わせて、コースを見直しましょう



ファミリー医療保障プラン

<家族特約付医療保障保険（団体型）>

意向確認【ご加入前のご確認】

ファミリー医療保障プランは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

保障内容 病気やケガで継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。

ご加入いただける方

ファミリー医療保障プラン	本人	配偶者	子ども*
	役員および従業員（嘱託を含む）で、14歳6ヵ月を超え69歳6ヵ月までの方。	本人の配偶者で、18歳以上、69歳6ヵ月までの方。 ただし、2022年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます	本人の子どもで、22歳6ヵ月までの方。

*本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で、かつ、本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
※上記年齢は2023年7月1日現在の満年齢です。

保障内容と保険料

給付種類	コース	8,000円コース	5,000円コース	3,000円コース
入院給付金 (病気・ケガで継続して5日以上入院のとき)		日額8,000円	日額5,000円	日額3,000円
死亡保険金 (死亡したとき)		10万円	10万円	10万円

年齢	加入対象区分	本人	本人・配偶者・子ども	本人・配偶者・子ども
15～19歳		1,423円	901円	553円
20～24歳		1,846円	1,165円	711円
25～29歳		2,142円	1,350円	822円
30～34歳		2,270円	1,430円	870円
35～39歳		2,288円	1,442円	878円
40～44歳		2,550円	1,608円	980円
45～49歳		2,951円	1,862円	1,136円
50～54歳		3,782円	2,387円	1,457円
55～59歳		4,893円	3,093円	1,893円
60～64歳		6,712円	4,249円	2,607円
65～69歳		9,736円	6,169円	3,791円
子ども 1人につき(0～22歳)年齢に関係なく		—	一律924円	一律564円

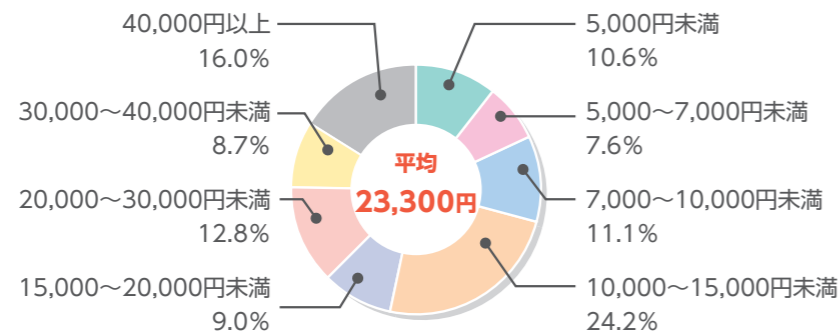
※8,000円コースを選択できるのは本人のみです。
※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について120日を限度とします。
※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

- この保険料は加入者（本人のみ）が500名以上699名以下の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば、上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用します。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=2023年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- 配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。
- 本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

入院1日あたりの自己負担費用はどれくらいでしょうか？



●直近の入院時の1日あたりの自己負担費用



- 過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人。
〔高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人(適用外含む)〕
- 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」より
(回答者数:368名)

入院1日あたりの自己負担費用は、平均23,300円です。
入院が長期間になると、費用負担も増大しますので、医療費に対する備えをしておくことをおすすめします。

加入資格一覧

いのちの保険

加入資格

(在職中)

本人…役員および従業員(嘱託を含む)で申込書記載の告知内容に該当し、2023年7月1日現在満14歳6ヶ月を超え、満70歳6ヶ月までの方。(継続の場合は満80歳6ヶ月までの方)
 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2023年7月1日現在満18歳以上、満70歳6ヶ月までの方。
 (継続の場合は満80歳6ヶ月までの方)
 ただし、2022年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます

子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2023年7月1日現在満2歳6ヶ月を超え、満22歳6ヶ月までの方。

(退職後)

在職中に加入済みの方だけ、本人・配偶者は満80歳6ヶ月まで、子どもは満22歳6ヶ月まで継続して加入できます。

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通

【過去12ヶ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヶ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

ファミリー医療保障プラン

加入資格

(在職中)

本人…役員および従業員(嘱託を含む)で申込書記載の告知内容に該当し、2023年7月1日現在満14歳6ヶ月を超え、満69歳6ヶ月までの方。

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2023年7月1日現在満18歳以上、満69歳6ヶ月までの方。
 ただし、2022年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます

子ども…本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、2023年7月1日現在満22歳6ヶ月までの方。

(退職後)

在職中に加入済みの方だけ、本人・配偶者は満69歳6ヶ月まで、子どもは満22歳6ヶ月まで継続して加入できます。

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通

【過去3ヶ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヶ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注)①同一の病気転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

制度導入企業一覧

導入企業名	
MCCスポーツ株式会社	株式会社ティーエムエアー
アルファテック・ソリューションズ株式会社	トーセン株式会社
株式会社越菱	日本ポリエチレン株式会社
エムイーシーテクノ株式会社	日本ポリケム株式会社
株式会社MCエパテック	日本ポリプロ株式会社
MCCアドバンスドモールドディングス株式会社	三菱ケミカル株式会社
MCCコンポジットプロダクツ株式会社	三菱ケミカルアクア・ソリューションズ株式会社
MCCトレーディング株式会社	三菱ケミカルアグリドリーム株式会社
エムシーパートナーズ株式会社	三菱ケミカルアドバンスドマテリアルズ株式会社
エムシーヒューマネッツ株式会社	三菱ケミカルインフラテック株式会社
大阪化成株式会社	三菱ケミカルエンジニアリング株式会社
鹿島北共同発電株式会社	三菱ケミカル・クリンスイ株式会社
化成フロンティアサービス株式会社	三菱ケミカルグループ株式会社
関西熱化学株式会社	三菱ケミカルシステム株式会社
クオリカプス株式会社	三菱ケミカルハイテクニカ株式会社
ジェイフィルム株式会社	三菱ケミカル物流株式会社
ジャパンコーティングレジン株式会社	株式会社三菱ケミカルリサーチ
株式会社新菱	株式会社ユポ・コーポレーション
ダイヤプラスフィルム株式会社	株式会社ユポ・パピエ
ダイアリックス株式会社	株式会社リサイクルテック
田辺パルムサービス株式会社	菱化ロジテック株式会社
田辺三菱製薬株式会社	菱光サイジング株式会社
田辺三菱製薬工場株式会社	株式会社菱湖テクニカ
田辺三菱製薬プロビジョン株式会社	株式会社ロンビック
株式会社チャレンジ	

※2023年1月時点の企業名で記載しています

共通取扱

加入日（*）前に発生した傷害や疾病が原因である場合には、保険金等がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保険期間

1年間（2023年7月1日～2024年6月30日）で以後毎年更新します。
保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

申込方法

加入申込書兼告知書（3枚複写）にもれなく記入・押印のうえ、裏表紙に記載の最寄りのダイヤリックスに提出してください。
継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

保険料

（在職中）毎月の給与から控除します（初回は7月給与より）
（退職後）各人の預金口座より自動引き落とし（3ヵ月ごと）

配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。前年度に剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いしますので、実質的な負担は軽減されます。
（ただし、中途脱退の場合は配当金はお支払いできません）
なお、配当金は引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受金額によって決定されます。
（在職中）9月の給与にて還付
（退職後）保険料引落とし口座に振込手数料を控除して、10月下旬頃に振り込みます。

保険金額・コース変更、継続加入の取扱い

年1回、7月1日付でお取り扱いします（保険期間の途中で保険金額・コースを変更することはできません）。一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額・コース以下で継続加入できます。
なお、更新の際に、保険金額・コース・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。（いのちの保険は年齢により加入保険金額の上限を設けてあります。）ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。退職後は保険金額・コースの増額はできません。

保険会社からのお願い・ご注意

<保険金・給付金のご請求について>

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

～いのちの保険～(団体定期保険)のお取り扱いについて

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保険金のお支払い	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html) をご覧ください。</p> <p>なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>		
高度障害	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="379 590 1347 848"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高度障害状態とは</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>高度障害状態に関する補足説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 眼の障害(視力障害) <ol style="list-style-type: none"> (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。 2. 言語またはそしゃくの障害 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。 3. 上・下肢の障害 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。 	高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 		
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <p>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</p> <p>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</p> <p>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき (告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)</p> <p>●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</p> <p>●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡保険金について <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) 		

お支払いできない場合について(解除・免責等)(続き)	<ol style="list-style-type: none"> ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) <p>2. 高度障害保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者の故意によるとき ② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
受取人	<p>死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。</p>

年金払特約

(万一保険金支払事由が発生した場合、**お受取人の方が**保険金を年金で受取れます。)

年金の種類	<p>年金受取人に次のなかから1種類をお選びいただけます。</p> <p>①5年確定年金 ②10年確定年金 ③15年確定年金 ④20年確定年金 ⑤10年保証期間付終身年金 ⑥15年保証期間付終身年金</p> <p>■確定年金 あらかじめ定めた年金支払期間中、年金をお支払いします。年金支払期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、その死亡時のご相続人に残存支払期間の未払年金現価をお支払いします。</p> <p>■保証期間付終身年金 生涯にわたって年金をお支払いします。あらかじめ定めた保証期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、その死亡時のご相続人に残存保証期間の未払年金現価をお支払いします。</p>
年金の型	<p>定額型…基本年金年額は一定額に固定されます。</p>
配当金のお支払方法	<p>積立配当</p> <p>●年金支払開始後の配当金は引受生命保険会社所定の利率(この利率は、金利水準等の状況変化により変動することがあります)で積み立てておき、年金受取人の請求があったとき、または年金に関する権利が消滅したときに年金受取人に支払います。</p> <p>※適用される引受生命保険会社(幹事生命保険会社)の利率についてはホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/) でご確認ください。</p>
年金受取人	<p>保険金等の受取人です。年金受取人の年金支払開始日における年齢が24歳6ヵ月以下の場合には、保証期間付終身年金をお選びになることはできません。なお、<u>年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。</u></p>
年金のお支払い	<p>年金受取人へのお支払いは、年金基金の設定の際に定めることとし、その後は原則として毎年1回、年金支払開始日の応当日(15日)です。第2回以後の年金は毎年2回、4回受取りのいずれかを選択できます。その場合の年金のお支払日は、年金支払日の6ヵ月または3ヵ月毎の応当日(15日)です。年金基金設定後、年金受取人のご請求により、年金支払開始日前日までは年金基金価額、年金支払日以後は、残存支払期間(保証期間付終身年金の場合は、残存保証期間)の未払年金現価をお支払いいたします。保証期間付終身年金で保証期間経過後に年金受取人がご生存の場合は所定の手続きのうえ、年金を生涯お支払いします。終身年金を選択した場合、保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。</p>
年金年額の取扱いについて	<p>基本年金年額(第1回目の年金額)12万円未満または年金基金(10万円単位)100万円未満の場合はお取扱いできません。</p>

積立配当金の表示についてのお知らせ

積立配当金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。

将来お支払いする積立配当金額は現時点では確定しておりませんので、記載しておりません。

なお、決算の状況によっては積立配当金額が0となることもあります。

その他

いのちの保険には、別途三菱ケミカル(株)の従業員の方々の不慮の事態に備え、同社が保険料を負担し、同社従業員が被保険者となる保険を次のとおり付保いたします。

加入対象者	三菱ケミカル(株)の従業員本人
保険金額	一律400万円
死亡保険金受取人	対象規程に定める受取人(遺族)
高度障害保険金受取人	従業員本人

全員加入部分に関する個人情報の取扱いは、14ページの「個人情報に関する取扱いについて」をご覧ください。

当件について、ご了解をいただけない場合は、申込締切日までにご団体窓口へお申し出ください。お申し出がない場合は、ご了解いただいたものとして取扱います。

～ファミリー医療保障プラン～(医療保障保険)のお取扱いについて

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

給付内容	給付種類	給付事由	給付内容
給付内容	入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院したとき	入院給付金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めての4日)をお支払いします。
	死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額
給付内容	<p>●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。</p> <p>なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>		
給付金のお支払い	<p><入院について></p> <p>●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。</p> <p>(1)加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。</p> <p>(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(*)以後の原因によるものとみなします。</p> <p>(2)傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。</p> <p>(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。</p> <p>(3)「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。</p> <p>①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)</p> <p>② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設</p> <p>●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。</p> <p>●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。</p> <p>●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。</p> <p>(1)その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき</p> <p>(2)その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき</p> <p>●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなします。</p> <p>●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。</p> <p>●分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。</p> <p>●薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。</p> <p><入院給付金></p> <p>●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき120日分、通算700日分です。</p> <p>●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して5日以上となった入院であることを要します。</p>		

受取人	本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <p>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</p> <p>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</p> <p>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)</p> <p>●契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</p> <p>●契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</p> <p>1. 入院給付金について</p> <p>①契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②その被保険者の犯罪行為</p> <p>③その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>④その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故</p> <p>⑥その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故</p> <p>⑦その被保険者の薬物依存</p> <p>⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p> <p>2. 死亡保険金について</p> <p>①その被保険者についての加入日(*)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)</p> <p>②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</p> <p>③戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p>

「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険（団体型・個人型）契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険（団体型・個人型）契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する登録事項については、当社〔明治安田生命保険相互会社〕が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に

遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2) 保険契約の種類（医療保障保険（団体型・個人型））
- (3) 治療給付率
- (4) 入院給付金日額
- (5) 保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、ご契約者名
- (6) 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。）
- (7) 契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

MEMO

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

いのちの保険(年金払特約付こども特約付団体定期保険)
ファミリー医療保障プラン(家族特約付医療保障保険(団体型))

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
いのちの保険	P11	P13	P3	P15
ファミリー医療保障プラン			P9	P17

3 配当金

いのちの保険、ファミリー医療保障プランは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返戻金

いのちの保険、ファミリー医療保障プランは、脱退(解約)による返戻金はありません。

5 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、いのちの保険、ファミリー医療保障プランは本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

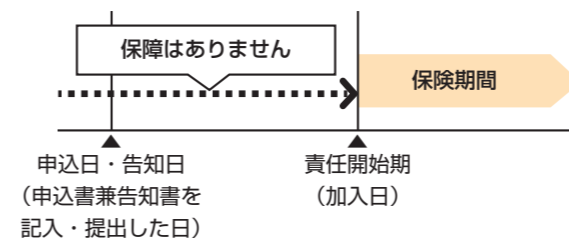
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

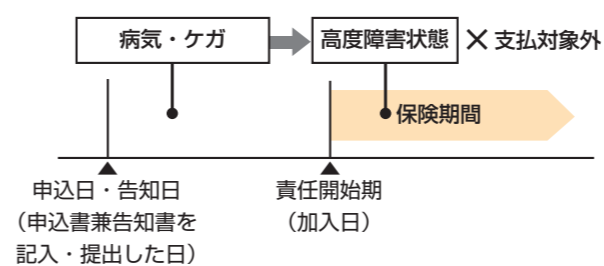


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

いのちの保険 **P15**、
ファミリー医療保障プラン **P18**

5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。